

お申込み方法は内側をご覧ください👉

🐼 令和8年度11月～3月の入園を希望される方は、下記
4月入園の申込期間に同時にお申込みできます。

申込
期間

9月7日 月

～

10月23日 金 16時まで

オンライン受付は
令和8年10月19日（月）
正午まで



保育園・認定こども園
（保育園コース）

4月入園の
ご案内

必要な証明書を揃えて、スマートフォンまたはパソコンから申請するだけ！

上記期間を過ぎた場合、11月4日～1月29日16時まで2次申込みを受付けます。（1月26日～1月29日までの間は、書面での申込みに限り受付けます。）

お申込みは **オンライン** で

最初に準備すること

1. 保育園・認定こども園（保育園コース）利用ガイドを確認
2. 申込みに必要な書類等の画像データを利用する端末に保存する
(ex. 就労証明書の写真を撮影する等)

📱 利用ガイド



Grafferアカウントを登録

推奨

申請内容の一時保存、
内容に不備があった際の
再申請などが可能です。

※Grafferアカウントが登録済の場合は、ログインして申請してください。

4月入園

* 注意

1月～3月の入園を希望する場合、入園ができて3月末で退園となります。そのため、1月～3月と4月から通う園は異なることがあります。

4月入園と同時に令和8年度
11月～3月入園を希望する場合

1. QRコードを読み取り、安城市の電子申請ページを開く

2. 新規登録またはログインして申請を選択する

3. 新規アカウント登録を行い、ログイン後、申請フォームにアクセスできます

PCから申し込む場合

1. 安城市の公式ウェブサイト「オンライン申込」と検索し、『令和9年度 保育園・認定こども園オンライン申込み』のページを開く
2. ① 4月入園を希望する場合
『保育園・認定こども園（保育園コース）の令和9年4月新規申込み』を選択し、リンクを開く
② 令和9年4月入園と同時に令和8年度11月～3月入園を希望する場合
『保育園・認定こども園（保育園コース）の令和9年4月・令和8年度同時申込み』を選択しリンクを開く

■ 注意事項 ■

◆ブラウザの「戻る」ボタン等で前の画面に戻る操作を行わないでください。最初から入力をやり直していただくことになります。

■ よくある質問 ■

※Grafferアカウント登録及びログインしていない場合、以下の操作ができませんのでご注意ください。

Q. 申請にどのくらい時間がかかりますか？

A. 入力には30分以上かかります。Grafferアカウントでログイン後20時間経過するとタイムアウトになってしまいますが、「一時保存データから申請を再開する」より、再度申請が可能です。

Q. 申請内容に不備があった場合、修正できますか？

A. 市ウェブサイトにて令和8・令和9年度の申請内容の変更ができるQRコードをからオンラインで変更することができます。申込内容の変更から変更できない箇所の場合は、直接入園係にお電話ください(0566-71-2228)。

Q. 兄弟姉妹一緒に新規申込みできますか？

A. 2人以上申し込む場合、1人目を申込んだ後に届くメールの下部にあるURLから申請詳細画面へアクセスし、「この申請をもとに新規申請」から、以下①～④の情報を2人目以降の児童情報に修正して再申込みをすることで入力を大幅に省略できます。

- ① 申込みする児童の情報
- ② 同居世帯員の状況
- ③ 利用希望施設
- ④ 児童に関する質問全て

重要

Q. 申込み後に保育を必要とする事由が変わる場合はどうすればいいですか？

A. 速やかに保育課までご連絡ください。
(例：就労から求職活動に変わる場合等)
なお、申込時の内容と入園月とで利用調整指数の点数が下がる場合は、利用園決定後であっても原則入園取消しをします。必ず保育課までご相談ください。
(就労時間の変更で点数が下がる場合や、育児休業から復帰せずに他の仕事を始める場合も同様の扱いになります。)

◆求職活動でのお申込みの場合、1次申込み期間中であっても2次での利用調整の対象となります。

申請者本人の確認書類

マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書 の中から1点
※特定個人情報保護の観点から、マイナンバーが表示された証明書は添付しないでください。

保育を必要とする証明書

※入園希望月の初日に該当するものをご用意ください。

保護者それぞれの分の書類が必要になります。（内縁の方も必要です。）

※提出書類は申請日から3カ月以内に作成された物が有効です。

認定事由	提出書類
就労	◆就労証明書（①）父・母それぞれの分の提出が必要 ※給与等を支払う法人または事業主が記載してください。 ◆添付書類 父・母それぞれの分が必要。詳細については就労証明書の裏面を参照してください ※法人格のない事業所で就労する方については、申込期限内に自営業従事確認書（②）の提出が無い場合は申込の受付ができませんので必ずご確認ください。
妊娠・出産	◆出産予定日の分かる書類 （母子手帳の表紙と出産予定日の分かるページ） ◆就労証明書（①注1）
育児休業（3歳児以上）	◆就労の場合と同様（注2）
疾病	◆診断書（③注3）
障害	◆診断書（③注3） ◆身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの写し
介護・看護	◆介護・看護状況調査書兼診断書（④注3）
災害	◆罹災証明書
求職活動	◆求職活動申立書兼誓約書（⑤）
就学	◆就学証明書（⑥）
虐待・DV	保育課までお問合せください。

注1：産前・産後休業取得（予定）の方のみ。提出がない場合は利用調整指数が低くなる場合があります。

注2：令和9年度中に育児休業を取得した就労先に復帰する予定の方。就労証明書の「復職予定年月日」を必ず記載してください。令和9年度中に育児休業から復帰されなかった場合は、やむを得ない場合を除き幼稚園コースへの変更又は、幼稚園コースがない園の場合は、転園となります。

注3：指定様式以外の診断書も有効ですが、指定の様式をご提出いただいた場合に比べて利用調整指数は低くなります。

◆①～⑥は安城市ウェブサイトからダウンロードできます。

◆提出書類の虚偽・不正が判明した場合は、申込みの取消し又は利用調整結果の取消し（退園）となります。

その他該当の人のみ必要な書類

① [身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれか]

父または母がいずれかの手帳の交付を受けている場合はご提出ください。

② [保育料算定に係る所得申告書]

令和7年中に海外在住等で収入があった方は、所得申告書が必要です。保育課へお問い合わせください。

③ [ひとり親家庭状況申告書]

利用調整指数のひとり親家庭加算の適用を希望する場合はご提出ください。

*②③は市ウェブサイトから様式のダウンロードが可能です。